



あつし

議会だより

No. **135**

12月定例会号

— 2025.2 —

◇発行／厚岸町議会

◇編集／議会広報常任委員会



1月11日に宮園公園スケートリンクがオープン!

一般質問者

- 第4回定例会
 - * 決まったことから P2～P3
 - * 町政を問う ～一般質問～ P4～P11
- 総務産業常任委員会視察報告 P12
- 厚生文教常任委員会視察報告 P13
- 新年のあいさつ P14
- 議会の動き P14

- ・ 南 谷 健 議員
- ・ 佐 藤 淳 一 議員
- ・ 堀 守 議員
- ・ 杉 田 尚 美 議員
- ・ 石 澤 由紀子 議員
- ・ 竹 田 敏 夫 議員
- ・ 金 子 勇 議員
- ・ 室 崎 正 之 議員

令和6年 第4回 定例会

第4回定例会は、去る12月11日招集され、3日間の会期で行われました。

8名が一般質問で町政全般についてたどしました。

決まった ことから

議決

財産の取得

名称及び数量 スラリースプ
レッダ1台

取得価格 743万6千円

契約相手 株式会社キセキ北海道

工事請負契約の締結

工事名 (令和6年度国債)

太田門静間道路外2改良舗装工事

請負金額 1億1748万円

請負契約者 山崎・道東経常

建設共同企業体

工事請負契約の変更

床潭末広間道路改良舗装工

事の請負金額を9570万円

から1億1002万2千円へ
変更することについて可決
しました。

条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

刑法の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、再犯防止の観点から自由刑のうち「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これに代わるものとして「拘禁刑」が創設され、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において地方自治法の一部が改正され、条例に定めることのできる罰則について規定される第14条第3項も「懲役若しくは禁錮」から「拘禁刑」に字句が改められたことから、4つの条例の関係する規定について、必要な改正について可決しました。

総合計画

第6期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定

第6期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました。

補正予算

各会計補正予算審査特別委員会において付託審査し、本会議において全会一致で可決しました。

令和6年度厚岸町一般会計補正予算(5回目)

歳入歳出予算の総額に2億7721万2千円を追加し、予算総額を132億3979万9千円としました。

主な内容

病院事業会計(負担金及び補助金)1億5000万円の計上、除雪対策費2億448

4万円の計上
令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算(2回目)

歳入歳出予算の総額から28万1千円を減額し、予算総額を13億3168万3千円としました。

令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算(3回目)

歳入歳出予算の総額に897万6千円を追加し、予算総額を1億1899万4千円としました。

令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算(2回目)

歳入歳出予算の総額から1417万円を減額し、予算総額を11億4675万8千円としました。

令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算(2回目)

歳入歳出予算の総額から3万3千円を減額し、予算総額を1億7797万円としました。

令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(1回目)

歳入歳出予算の総額に615万円を追加し、予算総額を8270万8千円としました。

令和6年度厚岸町水道事業 会計補正予算（1回目）

収益的支出の総額から36
1万5千円を減額し、予算総
額を2億8337万1千円と
しました。

令和6年度厚岸町下水道事 業会計補正予算（1回目）

収益的支出の総額から27
96万6千円を減額し、予算
総額を5億2234万3千円
としました。

令和6年度厚岸町病院事業 会計補正予算（1回目）

収益的支出の総額から14
45万5千円を減額し、予算
総額を12億8986万1千
円としました。



閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生
文教常任委員会、広報常任委
員会及び議会運営委員会か
ら、次の定例会までの閉会中
における継続調査の申し出が
あり、承認されました。

総務産業常任委員会

(1) 総務及び防災に関する事項

- (2) 財政及び税に関する事項
- (3) 財産に関する事項
- (4) 商工・労政及び観光に関する事項
- (5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項
- (6) 土木、建築及び都市計画に関する事項
- (7) 出納に関する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

- (1) 国民健康保険に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 民生及び福祉に関する事項
- (4) 保健衛生及び生活環境に関する事項
- (5) 上下水道に関する事項
- (6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項
- (7) その他厚生及び文教に関する事項

広報常任委員会

- (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項
- (2) 動画配信に関する事項
- (3) 広報の調査及び研究に関する事項

議会運営委員会

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議会のペーパーレス化に関する事項

- する事項
- (4) 議長の諮問に関する事項
- (5) その他本委員会所管に関する事項

各常任委員会の 活動状況

〔令和6年10月1日から
令和6年12月31日まで〕

総務産業常任委員会

第6回（12月2日）

- ① 行政視察報告書（釧路市）
- ② 行政視察報告書（道内）
- ③ 町内所管事務調査報告書
- ④ 閉会中の継続調査申出書

厚生文教常任委員会

先進地行政視察

10月15日から18日

島根県美郷町、大阪府池田市及び京都府綾部市で行政視察を行いました。

第6回（12月3日）

- ① 令和6年度全国学力・学習状況調査及び令和5年度標準学力調査の結果
- ② エキノコックス症媒介動物疫学調査結果報告
- ③ 行政視察報告書（釧路市）
- ④ 行政視察報告書（道外）

⑤ 閉会中の継続調査申出書

広報常任委員会

第4回（10月24日）

- ① 閉会中の継続調査申出書
- ② 議会だよりNo.134の発行

釧路町村議会議員研修会

釧路町村議会議長会主催の議員研修会が、11月21日と22日に弟子屈町で開催され、7名の議員が参加しました。

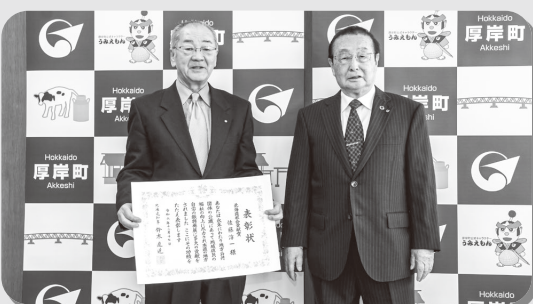
講師の日本防災士会副理事長の伊藤友彦氏から「今そこにある危機」、釧路地方法務局人権擁護課長の佐々木克史氏から「それって『セクハラ』『パワハラ』じゃないの?」と題した講演が行われました。



表彰

佐藤議員が町村議会議員として永年にわたり地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著であると認められ、令和6年度北海道社会貢献賞（自治功労者）を受賞されました。

1月15日に若狭町長より表彰の伝達が行われました。



漁業支援施策の強化を

本町の人口減少対策で優先すべき取組は漁業の振興と考え質問いたします。

令和7年度昆布漁場改良事業への支援は、6年度と同規模5千万円、以後の支援は昆布漁業盛衰が本町の産業経済に与える重要性を十分認識し継続支援します。



▲動画はこちら



南谷 健 議員

〇 力キ養殖事業への支援拡充は。また、厚岸翔洋高校チームが、力キの産卵予測システムの開発に取り組み、水産研究発表会で優良賞を獲得しました。町として財源を含め支援をすべきでは。

〇 湾内カキ垂下式施設の改修意向は厚岸漁協から伺っており、漁協として改修時期や内容がまとまり、今後要請があった際は支援の有無についてしっかり検討します。

〇 翔洋高校への支援は、国のマイスター・ハイスクール事業は終了しますが新たに発足する学校運営協議会に参画する中で、これまでの取組も財政面を含め支援します。

〇 製氷冷凍工場解体事業への支援及び跡地利用に関する町の見解は。

〇 当該箇所は、道が事業主体で、7年度から3カ年で解体含めた用地嵩上げ整備が計画され、道から地元自治体へ事業費に応じた負担金が生じ

昆布漁場改良事業内訳（事業実施期間 11月～2月）

（単位：千円・ha）

年度	事業名区分	事業面積	総事業費	受益者負担額	町補助額	国・道補助額
R6 予定	昆布漁場改良事業【町単補助】	54.4	38,000	31,540	6,460	
	水産多面的機能発揮対策事業	33.1	12,000	0	1,800	10,200
	計	87.5	50,000	31,540	8,260	10,200
R4	昆布漁場改良事業【町単補助】	44.6	29,429	24,427	5,002	
	水産多面的機能発揮対策事業	30.0	11,878	0	1,782	10,096
	計	74.6	41,307	24,427	6,784	10,096
H4	昆布漁場改良事業【町単補助】	129.6	41,000	24,600	16,400	

〇 ため漁協から支援要請を受けています。

また、跡地利用は将来的に漁組直売店の畜養施設整備を検討中で支援については、7年度以降の3カ年実施計画の中で総合的に判断したい。

集中豪雨（8月31日）被害の対策は

〇 床潭末広間道路と奔渡7丁目湖岸道路2カ所の山側斜

面にブルーシートで応急処置をしています。いつ頃どの様な改修工事をしますか。

〇 床潭末広間道路は町が対応し、崩壊箇所は町有地と国有地に跨っており所管の確認を行い、対策工法を検討して早期復旧工事を進めます。

〇 奔渡7丁目湖岸道路2カ所の山側斜面崩落の復旧は、釧路総合振興局林務課及び森林室と協議し北海道の小規模治山等補助事業で改修すべく治山事業施行要望書を提出し、実施時期は令和7年度以降になります。

火葬場の改修を

〇 火葬場は当面現有施設を利用すべきで、利用者が不快に感じないよう改善・改修が必要です。先般、待合室流し側のストープが不完全燃焼で体調不良者が発生しました。しっかり運営していただきました。また、ウォシュレットの導入やトイレブースを改修すべきでは。

〇 不完全燃焼は、業者点検をするも異常は発見できず、室内換気を含め安全に利用できるように施設運営に努めます。トイレ改修は現状車椅子利用者が不便な構造であり、多目的トイレの新設、男子・女子トイレの全面改修を検討しています。

お悔やみコーナーの設置を

〇 遺族は悲しみも癒えぬに多くの手続きをするため、各課を回らなければなりません。手続きが1カ所で行えるコーナーを設置すべきでは。

〇 葬儀終了後に町の窓口で行う手続きは異なる係での手続きになりますが、厚岸町は平成11年5月1日から役場窓口を総合化し、わかりやすく、確実、迅速なサービスを提供するため窓口1カ所で完結できるように努めており、死亡後の手続きに特化したお悔やみコーナー設置は考えておりませんが、窓口を行き来することなく手続きが完結できるサービスに努め、お客さま窓口の役割を広報誌等で周知に努めます。



親切な窓口サービス係の皆さん



佐藤 淳一 議員

改正戸籍法本年5月26日から施行



▲動画はこちら

法の施行日時点で当町に本籍がある者について、振り仮名通知書を作成・発送する。

町から通知のあった振り仮名と使用の読みが異なる場合、氏は筆頭者、名が異なる場合は本人が届出することになる。

異なる場合の届出いつまで

問 氏名の振り仮名が異なる場合はどうなるのか。

答 異なる場合は、令和8年5月25日までに届出。氏が異なる場合は筆頭者、名が異なる場合は本人が届出することになります。

届出は、役場窓口のほか、郵送による届出、マイナンバーカード所有者は専用サイトであるマイナポータルからも届出することができ、届出後に正しい振り仮名が戸籍に記載されることになります。

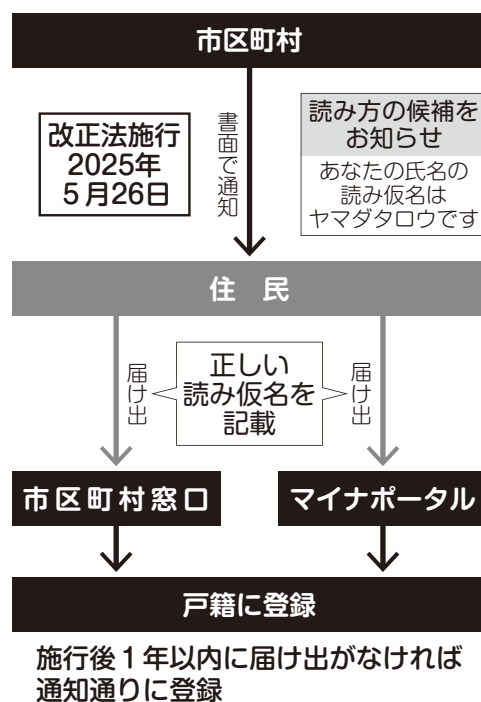
問 厚岸町では、住民票に振り仮名の記載があると思いますが、異なる場合はないかと思えますので、訂正のない場合は、特段の手続きはありませんか。

答 令和8年5月25日までに何らかの届出がない場合は、通知のとおり戸籍に記載されます。

問 仮に、何らかの理由により届出を失念した場合、届出期限後であっても訂正することはできますか。

答 届出期間が過ぎた場合であっても、一度だけ担当窓口

戸籍への氏名読み仮名登録の流れ



新生児の対応万全に

での訂正が可能となります。それ以降、また変更がある場合においては、家庭裁判所に申し出ていただき、変更の手続きを行うこととなります。

問 問題と思われるのは、法の施行後に出生した新生児であります。両親については、深い愛情を持って、その子が一生背負っていく名前を付ける訳であります。

ひらがなやカタカナであれば問題はありませんが、漢字の組み合わせとなると数万字にも及びます。

「氏名に用いる文字の読み方としては一般に認められるもの」と言われております

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。



戸籍に氏名の振り仮名が記載されることで、本人確認情報として、氏名の振り仮名が利用できるようになります。

氏名の振り仮名の届出は、**令和7年5月26日から**できるようになります。

マイナポータルを利用して、オンラインでも届出をすることができます。

制度の詳細はこちら [戸籍 振り仮名](#)

法務省民事局

が、その判断が難しいと思われれます。届け出た名前が適法なのかどうか、担当窓口での対応に苦慮する事が考えられます。しっかりとした対応と、町

民に対する周知に努め、トラブル等の無いよう万全を期していただきたい。

問 今回の改正は、質問のとおり読み方として一般に認められるものとなっております。従って、取扱いが大変重要となっており、現時点においては、詳細についての情報が入っていないのが現状となっております。

大変重要なことでありますので、詳細が判り次第、都度広報させていただく準備は進めており、職員間での情報を共有しながら窓口での混乱を招かないよう体制づくりを進めてまいります。

10月より値上がりした郵便料金の影響額は？

全会計分と委託料分で年額338万円の増加。



▲動画はこちら



堀 守 議員

自治体DX

国が示す自治体DX推進計画を受け、どの様にデジタル社会の実現に取り組んでいくのか。全体方針、推進体制の構築、推進スケジュールは。

令和6年6月、庁内にDX推進ワーキンググループを設置し、国が示す重点取組事項等を踏まえた推進方針の本年度中の策定を目指しており、現時点でスケジュールは未定。

自治体DX推進計画にある重点取組事項の現状と課題。

「情報システムの標準化・共通化」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度末までに移行を終えるが、課題は移行経費の多くは補助金を見込めるが、その後の運用経費の増加が見込まれる。

「マイナンバーカードの普及促進」は、普及促進に取り組んでおり、11月末時点でのカード交付率は、82・7パーセントとなっている。課題は、一層の安全性や活用方法などに関する周知が必要。

「行政手続きのオンライン化」は、転出・転入手続きのワンストップサービスを行っているほか、子育て関係、介護関係、選挙関係手続きのマイナンバーを通じたオンライン申請が可能で、課題は利

用者数が少ないことから、周知や手続き件数の多いものを中心に、オンライン手続きの拡充を検討する必要がある。

「AI・RPAの利用促進」は、生成AIを活用したシステムの試験導入を検討しており、RPAは一部試験を実施しており、好結果が得られれば運用を考えているが、課題は活用事務の検討に現行業務手順等の詳細を示す必要があるのと、システム活用のための人材育成と考える。「テレワークの推進」は、導入効果が薄いと考えているが、今後様々な業務のデジタル化が深化していく中で、柔軟な働き方として、導入可否について研究していきたい。「セキュリティ対策の徹底」は、国のセキュリティポリシー等に基づき、記録媒体を有しない仮想端末化や多要素認証の整備等を行ってきたほか、現在進めている情報システムの標準化・共通化で、セキュリティ対策が強化されているガバメントクラウドを利用することとしており、課題はサイバー攻撃に対応する町の対策も随時見直す必要があり、これに対応できる人材育成が必要と考える。

DXとあわせて取り組むべき事項の現状と課題は。

「地域社会のデジタル化」は、町が行っている以外のデ

ジタル化については、把握出ていないが、各分野においてもデジタル技術に精通した人材が不足しているほか、導入費用への交付金等はあるものの、維持管理費用に対する支援がないため、経費負担が課題と考える。「デジタルデバインド対策」は、町内の携帯電話販売店が、定期的にスマートフォン教室を開催しているほか、昨年度は、生きがい大学の枠を活用して、携帯電話販売店の協力を得てスマートフォン教室を開催しているが、課題は継続した教室開催が必要である一方で、デジタル端末を所持していない人にも配慮した行政サービスの維持も必要である。「デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し」は、国においてデジタル化やデジタル技術活用の妨げとなっている法令等の見直しが行われており、今後町でも条例等の見直しが必要であるが、課題は従来の行政サービスの低下を招かないよう配慮する必要がある、見直し作業が膨大となり、人的負担が増えると考ええる。「庁内情報端末・タブレットPCの普及利活用」は、現在町が進めている自治体DX推進方針の策定作業において検討しているが、課題は導入費用への支援はあるが、更新費用への支援が無く、財源確保が問

題と考える。「デジタル人材の確保」は、令和7年度に国の地方創生人材支援制度を利用した、デジタル専門人材の派遣を申請しているが、課題は外部人材だけでなく、職員のデジタル知識や能力向上を図り、各部署ごとにDXを推進するリーダー的役割の職員を育成する必要がある。

町の通信運搬費（郵便料）

令和6年10月より郵便料金が約30パーセント値上がりし、行政コストに少なくない影響があると考ええる。

通信運搬費（郵便料）への料金値上げによる影響額は。

全会計合計で影響額は、年額288万3千円の増加となり、ほかに委託業務の中に郵便料が積算された業務委託料の影響額が49万7千円あり、合計で338万円となる。

デジタルポスト導入で通信運搬費抑制を図るべきでは。

デジタルポスト導入で、住民の利便性向上や経費削減が期待できるが、100パーセントのデジタル化は難しく、アナログとの併用の中で、事務負担の増加があり、今後先進的な自治体の取組状況も参考にして制度を研究し、行政サービスの向上に努めたい。



杉田尚美議員

厚岸総合クラブJOY始動！



▲動画はこちら

部活動の地域移行に伴い、「厚岸総合クラブJOY」が創設されました。町民皆様のご協力が必要です。「防災士」「地域防災マスター」は自助共助における防災の要です。行政による公助と共に地域の防災力向上を目指しましょう！

◎ 総合クラブJOY創設に至るこれまでの経過と現在の概況を伺う。

◎ アンケート調査や研修会を実施し、部活動地域移行検討協議会にて協議を重ね、令和6年6月に生涯学習・生涯スポーツ環境の整備を目指して「厚岸総合クラブJOY」を設置した。

◎ 地域指導者による指導のもと、まずは陸上競技と吹奏楽の休日における活動を開始しており、練習や大会などへの参加をおこなっている。

◎ 今後の全体的な予定は、

◎ 令和7年度には全ての部活動の「休日活動」を地域移行し、令和8年度には一部の部活動について、平日を含めた「完全移行」を目指す。

◎ なお、令和7年2月に保護者説明会の開催を予定している。

◎ 課題はあるか。その対策・解決方法は、

◎ 指導者の確保・子どもの移送手段の確保・財源の確保が主な課題と考えている。

◎ 指導者の募集に関しては「サポーターバンク」を活用して指導者を募る。

◎ 移送手段については、教育委員会が所管するバスを活用するなどを考えている。

◎ 財源について、令和7年度においては国の実証事業を受けるが、いかがか。



◎ 財源の確保にあたり、入会者からの会費徴収は不可欠だと考える。可能な限り負担が軽減されるよう、企業版ふるさと納税の周知や、町内企業からの協賛を頂けるよう努める。

◎ 現在、部活動が単に地域に移行するという考えから、広く地域に根差していくという理念で、「地域展開」として推進していく動きとなっている。公的な財源だけではなく、民間の力も合わせて地域の総力で支えて頂けるよう進めていく。

◎ 部活動の地域移行は教育分野だけではなく、町全体にかかわる施策と捉えている。町長の見解も求めたい。

◎ 他地域では特に指導者確保が困難とされているが、厚岸町では既に現在お二人の地域指導者にご協力頂いているなど、他地域に比しても先行的に進められていると認識している。町としても大きな期待をもっているところである。

◎ 防災士資格の意義について、町の認識を伺う。

◎ 防災士は行政による「公助」が及ばない大規模災害時において、地域内での防災力の担い手としての活躍を期待されると同時に、平時においては防災啓発活動のほか行政と地域住民とのパイプ役として高い期待を寄せている。

「防災士」は自助共助の要

◎ 行政による公助だけではなく、自助共助防災の強化により、地域全体の防災力を高めることにつながる。

◎ 広報誌やホームページ・防災訓練などで周知を図っている。

どうする？ 空き家対策

空き家除却に対しての補助件数を増やせないかについてだが、令和4年度以降、当初予算で20件を計上し対応している。次年度以降もこれを継続していく考えだ。



▲動画はこちら



石澤由紀子 議員

- 問 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正が行われ、令和5年12月に施行となり、基本的指針の変更が行われ公表された。今回の改正の特徴として、周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階から空家等の活用や適切な管理を確保することや、地域のまちづくりやコミュニティの維持などがある。
- 答 空き家バンク設置はどうなっているのか。
- 問 今年度に入って2件の登録申請があり、うち1件が契約の成立に至った。
- 問 利活用の具体化はどうなっているのか。
- 答 「空き家バンク」を利用して購入した空き家等の改修に対する支援制度を創設しているが、現在のところ利用実績はない状況だ。
- 問 空き家等の寄付受付事業を行うとはどうか。
- 答 町が政策を推進する上で必要な要件を満たす土地に「特定空家等」があり、その土地と建物を寄付してもらうことが地域住民や町全体の利益になる場合は、空家等対策協議会の意見も踏まえながら、受付を検討する。

訪問介護事業支援



問 訪問介護の基本報酬が身体介護、生活援助、通院等乗降介助のすべてにわたって2〜3%引き下げられた。訪問介護は、地域介護の要である。厳しい事業所の経営がこの引き下げによってさらに厳しくなっている。訪問介護事業所が少しでも健全な事業を展開できるように町独自の助成金を支給してはどうか。

この助成金は本町の介護を

必要とするすべての町民の福祉向上にもなると思うがどうか。

答 町内事業者から聞き取りによる情報収集を行ったところ、報酬改定以前からの物価高騰により経費が高み収益の確保が困難なことのほか、介護人材が確保できないことや利用者の減少など課題が大きい。収支不足を補填する助成を行う予定はないが、訪問介護事業に限らず介護人材の確保に関して町独自の支援を行っていく。

いじめ・不登校

問 令和5年度に道内の学校で認知されたいじめの件数が、前年度から1万4650件増え、4万9149件となり、2年連続で過去最多を更新したことが文部科学省の調査からわかった。厚岸町の実態はどうなっているのか。

答 いじめとして認知した状況は、令和4年度は小学校65件、中学校6件、令和5年度は小学校78件、中学校16件となっており、小学校で13件、中学校で10件増加している。

問 いじめの重大事態も前年度比1・4倍に増えていると

調査結果が出ている。本町では、重大事態やそれに近いいじめの実態はないのか。

答 現在そのような報告や相談はない。

問 マスコミでは、いじめとあわせて不登校、子どもへの虐待の実態も取り上げられている。不登校の人数も増加しているように感じるがその後どうなっているのか。

答 令和6年10月末現在で小学校が5人、中学校が5人となっており、5年度と比較して小学校が2人増加、中学校が6人減少している。

問 不登校児童生徒について、その子の立場に立った取組が行われていると思うが、その後どうなっているのか。

答 校内教育支援ルームや町内教育支援センターなど、その子に合わせた支援を行っている。さらに工夫・改善を図っていく。

問 保護者の不登校離職などの話も聞く、支援を考えることが必要と思うがどうか。

答 保護者が一人で悩みを抱え込み、孤立することを防ぐため、今後もさらに相談体制の強化や保護者のサポートが行えるよう取組を進めていく。



竹田敏夫議員



▲動画はこちら

災害対策と言葉の壁

災害で住宅の被災を受けた方の支援について、町独自の支援策を講じていくよう検討します。上下水道耐震化に向けて維持管理に努めていく。

外国人の言葉の壁が支障にならないように雇用者にアンケート調査をするなど行っていく。

災害対策

国は罹災区分を従来の4段階から6段階に細分化し中規模半壊を設けることにした。国の支給対象もあるが、町独自の町民に対する支援策を考えるべきと思うが。

国は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により著しい被害を受けた方に対し、住宅の被害の程度、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の6段階の基準により判定し、住宅の主要な構造要素の経済的被害の住宅全体に占める損害割合が30パーセント以上である「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の方を支給の対象としております。

対象外となる「半壊」「準半壊」の判定を受けた方については、日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理すること、元の住宅に引き続き住むことを目的とした「災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度」を活用し、国の支援を受けることができます。

しかしながら、「準半壊に至らない一部損壊」の判定を受けた方については、現段階の制度では国の支援を受けられない状況となっております。町としては、現状、災害で

住宅の被災を受けた方の支援

については、「厚岸町災害見舞金支給条例」及び「厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、応急援護として災害見舞金の支給の他、災害援護資金の貸付による対策を講じておりますが、近年では、大地震や大雨により住宅の被災を受けた方の支援について、制度上、国の支援を受けられない「準半壊に至らない一部損壊」の判定を受けた被災者に対し、独自の支援策を講じている自治体もあることから、導入の可否を含めて検討してまいります。

防災拠点の上下水道耐震化についての厚岸町の現状と今後の対策は。

水道管の総延長は、約160キロメートル以上にもおよび、このうち学校や病院な



老朽化により破損した水道管

ど重要施設にアクセスする基幹管路と呼ばれる重要管路が約27キロメートルで、耐震化の現状は、令和5年度末で市街地全体の3・3パーセントとなっておりますが、重要管路については、令和5年度末現在では耐震化がされていない状況にあります。

今後の対策については、水道管の市街地の重要管路の整備は、湖北地区と湖南地区の約7キロメートルを社会資本整備総合交付金を活用し、耐震化工事を令和6年度から始めたところであります。

厚岸町水道事業経営戦略での水道施設の計画的な更新として、令和12年度までに水道施設耐震化率を約19パーセントにするという目標値を定め、計画的に管路整備を行ってまいります。

下水道管路については、概ね耐震性能を保有しているため、重要施設にアクセスする管路を含め、管路全体の継続的な点検・調査などを行い維持管理に努

めていきたいと考えております。

言葉の壁

外国人労働者の言葉の壁は。

令和6年11月末時点では、厚岸町には11カ国、236人の在留外国人が住民登録しており、そのほとんどが、外国人技能実習制度により入国している方々で、令和3年12月末時点と比較すると、ほぼ倍増となっております。

日常生活に必要な日本語でのコミュニケーションが十分ではないことから、仕事や生活など様々な場面で支障が生じていると言われております。

北海道における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針において、市町村の実情も踏まえた方針を策定し、多文化共生社会の実現を図り、住みやすく活気のある地域づくりにつなげていくこととしております。

現段階で、町では、在留外国人に対する日本語教室は開催していない、これから示される北海道の方針を参考に、外国人を雇用する事業者等の考えも伺いながら、雇用者にアンケートを取るなどして、日本語教室の開催に向けて検討を進めていきたいと考えております。

飲食店の減少と町の財政運営

昔はにぎわっていた厚岸の街中が、店舗も減り、人もまばらで寂しく感じます。その実状と厚岸町が力を入れる自主財源の確保と管内で一番高い将来負担比率が町民生活にどのような影響があるか。



▲動画はこちら



金子 勇 議員

飲食店及び 宿泊施設の減少

問 町内では平成21年から現在までの16年間で飲食店及び宿泊施設が72軒から49軒に減ったという厚岸町商工会のデータがありますが、町は何が原因で減ったと考え、減ることと町民生活にどのような被害が考えられるのか。

また、町は今までのような対策を行ってきたのか。

答 厚岸町商工会の資料によると、平成21年3月末からの16年間で、飲食店は23軒、宿泊施設は1軒減少している。飲食店が減少した原因は、「人口減少に伴う利用者減による売り上げの減少」「経営者の高齢化や後継者不在に伴う廃業」「店舗の老朽化による廃業」などです。

また、町民生活に与える被害についても、「外食や外出機会の減少」「雇用の減少」「地域の衰退」などです。

町はこれまでにがんばろう厚岸応援券の交付など様々な対策を行ってきました。

問 飲食店に行くといやーどつにかならないかという声

を聞くが、ハイヤーが20時以降利用できない事も、飲食店が減っている原因になっていないのか。

答 商工会を脱会する理由で一番多いのが高齢化に伴う閉店だが、ハイヤーの原因もあると思う。営業時間を早めるなど努力している店舗もある。

問 後継者がいない店にどのような取り組みをしているか。

答 商工会が主で対応しているが、経営者が事業を他人に引き継いでいくという考えがあまりないように感じている。その理由が店舗兼住宅が多いのが要因と考えている。

問 他町村がやっているように地域おこし協力隊を募集してこの問題を解決することは考えていないのか。

答 地域おこし協力隊とマッチングできるようなお店があれば、有効な手段と考え必要があると思う。担当課と考えていく。

財政運営

問 令和2年度から令和5年度までの町政執行方針に、健全な財政運営を維持するために、自主財源の確保や経費節

減を図る必要があるとありますが、令和2年度からどのような施策を実践して、どのような結果を得たのか伺います。

答 自主財源の確保では、町はこれまでも町税の収納対策に力を入れている。ふるさと納税による寄附金収入も増加している。

一方、事務事業の執行にあたっては、普通交付税の財源措置がある有利な町債を起すなど、財源の確保に努めてきた。また、喫緊の課題には迅速に取り組みつつも、内部経費の節減など歳出の削減にも取り組んでいる。

問 ふるさと納税が貴重な自主財源だと思いますが、今年度の見込みは。

答 11億円をクリアできると考えている。

問 海のない弟子屈町と今現在6倍程の差がついているがなぜ差がついたのか。

答 厚岸町は前浜の材料を加工して、弟子屈町は海のある所から水産物を持ってきて加工している差だと思う。

問 私が7年前に厚岸町にきて地域おこし協力隊をやっている、町長はふるさと納税に

積極的ではなかったように感じたがどう考えているのか。

答 自主財源としてふるさと納税は効果があるが、しかし厚岸の自主財源はもともととは産炭地が対象だったが廃止されてしまった。今は自衛隊と若干の自主財源しかない。しかし一次産業の振興が一番の自主財源だと考えている。

問 厚岸町の令和4年度の将来負担比率は全国平均8・8%のところ厚岸町は82・4%になっています。全国平均より9倍ほど高く、釧路管内では一番高い状況にある。今後この将来負担比率が改善されないとい町民にどのような影響が考えられるのか伺います。

答 将来負担比率が高水準ということは、将来的に公債費が増大し、予算に占める義務的経費の割合が高くなり、柔軟な財政運営が困難になるなど、町民サービスの低下につながる可能性があることから、今後も、自主財源の確保や経費削減の取り組みを継続し、町民サービスの低下を招くことのないよう、健全な財政運営の維持に努めてまいります。



室崎正之議員

感染症対策「運び屋」にならないために



▲動画はこちら

コロナはまだ収束してはいません。病気がうつらないための対策と移さないための対策が必要です。病原体の「運び屋」にならないための注意喚起が必要です。また60人が感染した集団感染の事実もきちんと町民に周知すべきです。

有機フッ素化合物PFASの汚染が各地で報告されています。厚岸町での水質検査についてたどりました。

コロナ・インフルの現状

問 コロナ、インフルエンザなど、この冬危惧される感染症につき、町内の状況とその対策。

答 冬期間流行が予測される感染症は種々あるが、新型コロナウイルスエンザは現在のところ大きな流行とはなっていない。ただコロナは散発的に発生しており、収束したとは言えない状態である。

対策としては室内の換気や加湿、手指消毒、マスク着用などの日常の対策、コロナ、インフルワクチンの接種、栄養や睡眠への配慮が基本となる。感染症の発生状況や感染対策は感染症情報共有連絡網により関係機関に発信する。保健所からの注意報や警報発令の際は随時町民に周知する。

問 感染対策には二つの側面がある。自分がかからないための対策と同時に、他人に移さない、自分が「病原体の運び屋」にならないためどうすればいいのかと云う観点だ。町の広報や通知にはこの観点

が抜けている。雑踏や大規模会議、集会やイベントに参加したときは、発症するか否かを問わず「運び屋」にならないと考え、慎重な行動をすべきだ。特に高齢者や病人に対しては配慮を要する、その指導啓発がない。

答 指摘の点は重要と考える。今後に生かしていく。

問 コロナは5類に移行し、大きく報道されることもなくなった。しかし町内では収束していない、どころか60人も集団感染が起き、死者も出た。この件は議員協議会で説明されたが、今回の答弁では触れられていない。また議会で行行政報告も行われていない。何故なのか。感染症対策は町民に対し種々の手段を使って、広く周知すべきだがなされていらない。コロナは未だ収束していない、何故事実をきちんと周知し、緊張感を持って対処すべきと啓発しないのか。

答 集団感染の事実直ちに議員に報告、詳細は議員協議会で報告をしている。従って行政報告は不要と判断した。

有機フッ素化合物の水質検査

問 有機フッ素化合物・PFASの毒性が問題となっている。この物質は水や油をはじき、高熱や薬品にも強く、その性質から「工業製品から日用品まで幅広く使用され、私たちの生活に欠かせない化合物」となっている」とされてきた。半導体製造、金属メッキの薬剤、泡消火剤（空港や基地の消火剤）から防水スプレー、レインコート、フライパンのコーティング、食品の耐油性包み紙など広く使用されてきた。しかし、近年この物質の発がん性をはじめとする毒性が問題とされ、製造や使用を禁止する条約が締結された。国内では法律により輸入・製造・使用が禁止されている。また1940年代から長期間、大量に使用されてきた「自然環境中で分解されない永遠の化学物質」が土壌や水質を汚染していることが各地で報告されている。水道水の検査は行われているか。

答 これについて、令和5年厚労省より水質検査結果の確

認及び水質検査の実施について依頼があった。町ではこの通知に基づき、水道水源であるホマカイ川取水口で採水、検査を行った。検出はされていない。

水質検査の結果については毎年ホームページ等で報告する。

問 令和2年環境省から、有機フッ素化合物・PFASを要監視項目に加え、水質測定を推奨する通達が出ている。以来道内でも各地で測定が行われている。大きく報道もされている。

答 通達の宛先が都道府県であり、十分内容を把握していなかった。

問 水道水は町民の安全安心の基底をなすものだ。また環境中に放散された化学物質は土壌を汚染し、水に溶ける、水は海に流れる。厚岸町は厚岸湖という一大生産施設を有している。水質の健全性は町の死命を決する。安全の担保のため、水道水は勿論、公共水域でも検査は必要だ。

答 技術的側面を含めて検討していく。

総務産業常任委員会 先進地行政視察報告

令和6年9月24日(火)
愛別町
きのこ栽培事業

令和6年9月25日(水)
北海道立北の森づくり専門学院(旭川市)

国の減反政策に伴い昭和47年にきのこ栽培がはじまり、エノキとナメコの生産量は道内の80パーセントでトップシェアを占めており、時期によって90パーセントを超える。

愛別町のきのこ栽培においては品質や価格の均衡を図るなどのため、生産者が集まり農事組合法人を設立し、きのこ生産における培地づくりから培養までと、発生から収穫までを別棟で行う培養センター方式を取り入れ、生産施設への投資を抑制し、生産体系整備と培養仕組みの改善、生産基盤の充実を行っている。

当町においても上尾幌地区においてシイタケ栽培が行われており、個々の生産者の努力により現在の出荷量となっているが、今後は組合など1つの団体を形成し、安定した出荷量に裏付けられた価格の安定化、さらなるブランド化が望まれる。

24名の職員で運営しており、講師陣は基本的には林業普及指導員という国家資格を持った人、あるいは道有林での経験者、民間企業の経験者など、ベテランの知識や技能のある職員が教師を行っている。2年間で15の資格が取れる。

実習の割合が非常に多いのが特徴で、現場に出て技能を身につけるといふことを具体的にやっている。

持続可能な林業を進めるためには地域はもとより北海道の森林づくりをリードする人材が必要であり、今後も北海道立北の森づくり専門学院の人材育成が必要不可欠であると考ええる。

令和6年9月25日(水)

鹿追町

鹿追型ゼロカーボンシティ宣言

鹿追町では、基幹産業の農業から排出される家畜排泄

物、住民が排出する生ゴミや下水汚泥を適正処理すると同時に、処理過程で得られるエネルギーを有効活用している。バイオマスプラントで生産されたメタンガスは発電機の燃料として利用して発電している。

中鹿追の施設内に水素製造設備、水素ステーションを整備して令和4年4月から商用の水素製造・販売事業を行っており、鹿追町は水素の活用を図るため、10台の燃料電池自動車の公用車を整備し、町内の事業者、個人も燃料電池自動車を購入している。



鹿追町が導入している燃料電池自動車

農業で出た廃棄物をエネルギー化し、農業生産に充てることは理想のエネルギー資源で、大手メーカーが開発中の燃料電池トラクターやバックホウなどを活用することで、さらに水素需要が伸びてくると期待される。

鹿追町は農業大国であることや日射が多いこと、地域特性を活かした資源を活用して電気と熱、それから車に利用することができている。

令和6年9月26日(木)

大樹町

サクラマス養殖事業

大樹漁業協同組合は、青年部員が多く、今後の未来、子ども達に引き継いでいける漁業を進めていく上で養殖は必要ではないかということ、青年部員で大樹サクラマス養殖事業化研究会を結成して養殖を始めることになった。

養殖場所の旭浜漁港は沖の島堤がなく、囲った形で、北東側からの波・風があるとまっすぐ港に波が入ってくる完成港で、水揚げ等は町内にもう1つある浜大樹漁港に集約して、旭浜漁港を空けた状態で養殖の試験事業を始めた。養殖魚の魚種選定に当た

り、トラウトは品種改良されて大きくなりやすいが、外来種のため、在来種のサクラマスに決定した。

町内飲食店や鮮魚店での取り扱いによる観光資源や、ふるさと納税返礼品として活用することにより、大樹町の新たな地域資源の創出を目指しており、サクラマス養殖をきっかけに、他魚種も含め養殖漁業を地域に根付かせることにより、旭浜漁港を中心とした一大養殖産地を目指している。



漁港内に設置されたいけす

(以上詳細は視察報告書を御覧ください。議会事務局に御連絡願います。なお、町のHPに登載しています。)

厚生文教常任委員会 先進地行政視察報告

令和6年10月16日(水)

島根県邑智(おおち)郡美郷町
鳥獣被害対策

美郷町は島根県の中央部に位置し、江の川の氾濫原に散在する集落による人口4千の町である。従来よりこの地方はイノシシによる農業被害に悩まされており、美郷町においても、その駆除はなかなか効果を挙げていなかった。駆除体制は猟友会に丸投げの状態であり、また駆除期間に捕獲したイノシシは不味い時期の肉として廃棄されていた。

町では駆除体制の見直しを図り、農家主体の新たな駆除組織を立ち上げた。臭い不味いと不評の夏イノシシの肉を美味しい肉として売り出すため、生体捕獲、生体搬送、屠殺、放血のシステムを確立し、大学の研究者や県の開発指導センターの指導を受け協力して製品化を試みた。

現在、美郷町の夏イノシシ肉は低脂肪高タンパクの「おち山くじら」として一流シェフの扱うブランド品に成長



革製品の手縫いをする女性グループ

している。

町内では山くじら料理の販売を手がける「おち山くじら倶楽部」が結成され、学校給食にも取り入れられた。地域婦人による猪皮のクラフトづくりや、獣害から農作物を守る「青空サロン」の研修会も地域の交流の場となっている。獣害対策や捕獲獣の利用の研究は大学や研究機関、自治体や企業と連携して行われている。この産官学民を通じた地域おこしのノウハウは多くの関連団体のネットワーク構築

につながり、そこから新しい産業が生まれようとしている。

令和6年10月17日(木)

大阪府池田市
不登校支援

池田市は大阪府の北部に位置し、人口10万3千の町である。

現在各地で増え続ける不登校児童生徒の支援として、この町は公設民営のフリースクールを開設した。これは学校に出てこれられない子供のためのスマイルファクトリーという名の施設で、統合による空き校舎を利用している。教育相談等支援業務はNPO法人が行う。業務の目的は、単なる学校復帰ではなく、社会的自立にあるとする。特に中学卒業後進学せず引きこもりとなる事案を防ぐため社会的自立を目指す支援・指導は重要性を増している。この施設は学校ではないので自由度は大きく、集団による授業のほか、個別指導も受けられ、子供の自律性に基づく意欲を育む支援指導を行っている。学校では施設利用の子供につき情報を共有し、教育委員会は毎月利用者の状況を問い合わせる等、連携は密に行われている。

市の教育支援センターでは教育相談が行われ、年3600件を超える相談が寄せられる。近年不登校に関する相談が増えている。平成9年からは適応指導教室の活動が始まった。

これは人間関係づくりのプログラムに基づき指導支援を行うもので、自主活動、自主学習の形のもと体験学習自然観察や個別面談カウンセリングなどが行われる。また、全市立学校内に教育支援センターを常設し、生徒指導担当教諭とスクールメイトを配置して相談や支援を行っている。

各校共に工夫を凝らした教育支援ルームを作り、教室に入れない子供の登校場所を作っている。

令和6年10月17日(木)

京都府綾部市

コミュニティナースを利用連携したまちづくり

綾部市は京都府の北部、舞鶴港の後背地に位置する人口3万2千の町である。

綾部市は全国に先駆けて、コミュニティナース事業を取り入れ、地域住民の健康維持・増進を基盤とする町づくりを進めてきた。

コミュニティナースとは病院や施設等に従事する看護師と異なり、地域の中で住民と共にその専門性・知識を生かし、活動する医療人材をいう。

コミュニティナースの特徴・利点は住民のすぐそばに医療知識を持った専門家がおり、気軽に相談ができ健康指導を受けることができる点にある。

綾部市では過疎・高齢化が進む3地区をモデル地区とし、集会所を利用し、日時を定め地域住民が集う場を作り、検診結果の見方や口腔ケア、介護予防等を指導し、体力測定から防災の話題まで話し合う。

また戸別訪問を行い個々の要望を聞き特定健診の受診勧奨を行う。診療所の待合室訪問を行い、本人や家族と一緒に健康状態や近況を聞かせてもらい相談にのる。普段から健康意識を高めるべく働きかけ、病気の早期発見、医療や福祉、行政への橋渡しを担っている。

少しずつではあるが地域の意識は着実に変わっている。(以上詳細は視察報告書を御覧ください。議会事務局に御連絡願います。なお、町のHPに掲載しています。)



年頭にあたつて

令和7年の新春を寿祝ぎ、皆様には、新たな年を健やかに迎えられましたこと、議会を代表し、謹んでお祝いとお喜びを申し上げます。

昨年は、1月1日に能登半島で発生した地震に加え9月には豪雨により、お亡くなりになりました方々に対しまして、改めてお悔やみを申し上げます。

本町では、港町に（仮称）厚岸町防災交流センターの建設工事が進められており、本年の完成に地域住民をはじめ、町全体の期待を寄せているところであります。

道路交通網の整備も着実に進んでおり、「尾幌」糸魚沢間」の早期完成と「別保」尾幌間」の一刻も早い事業化決定に向け強力な要請活動を続けなければなりません。

議会改革の一環として、町民の皆様には、議会をより一層知っていただくため、昨年第一回定例会からの一般質問を録画し、ユーチューブで配信を始めました。

議会としては、本年も町民の皆様の声に耳を傾け、課題解決に向けて積極的に取り組

んでまいります。

また、議員のなり手不足が課題となっておりますことかからも議会でもしつかりと議論を重ねてまいります。が、本年6月に厚岸町議会議員補欠選挙が執行される予定でありますので、是非とも皆様の中から多くの立候補があることを期待しております。

厚岸町をはじめ、日本全国が平穩で、かつ好景氣な年となりますよう、心から祈念を申し上げますとともに、町民の皆様のご健勝とご多幸を切に願ひ、新年にあたつてのご挨拶いたします。

厚岸町議会

同	同	同	同	同	同	同	同	同	議員	副議長	議長
杉田尚美	堀川守	桂川実	石澤由紀子	南谷健	中川孝之	音喜多東	金子勇	佐藤淳一	室崎正之	竹田敏夫	大野利春

議会の動き（各議員の出席状況）

10月25日から1月21日まで

会議種類	開催 期 間	会 議 名 称	開 催 日 数	議 員 氏 名（議席順）											
				竹田 敏夫	室崎 正之	佐藤 淳一	金子 勇	音喜多 政東	中川 孝之	南谷 健	石澤 由紀子	桂川 実	堀 守	杉田 尚美	大野 利春
本 会 議	12月11日～12日	第4回 定例会	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2
			遅参												
			早退			1									
	1月17日	第1回 臨時会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			遅参												
			早退												
委 員 会 等	11月 5日	第6回 議員協議会	1	○	遅	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
	11月18日	総務産業常任委員会町内所管事務調査	1	○	－	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○
	11月20日	第7回 議員協議会	1	○	早	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	○
	12月 2日	第6回 総務産業常任委員会	1	○	－	○	○	－	○	－	－	○	○	欠	○
	12月 3日	第6回 厚生文教常任委員会	1	－	○	－	－	○	－	○	○	－	－	－	○
	12月 9日	第8回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月12日	第6期厚岸町総合計画審査特別委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月23日	第8回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1月15日	第6期厚岸町総合計画審査特別委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1月17日	第1回 議会運営委員会	1	欠	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
	1月21日	第1回 広報常任委員会	1	○	－	○	－	欠	－	○	－	○	－	○	－

欠：欠席 遅：遅参 早：早退 ー：所属していない委員会の場合